

平成25年度の主な改定内容

□総合評価落札方式の見直し

- 1, 二極化(案)の全面試行
- 2, 施工計画(施工能力評価型Ⅰ型)で求める内容を“〇〇に対する施工上配慮すべき事項”から“〇〇に対する施工計画”に見直しを行う。
- 3, 総合評価項目(別紙「総合評価項目・方法の見直し」のとおり)

□入札説明書等の改善

- 1, 簡易スケジュール表の添付
※入札・契約手続きの確認を容易にするため、簡易なスケジュール表を入札説明書に添付
- 2, 歩掛見積様式の交付
※作業の軽減、誤記入の防止等のため、「歩掛見積書」のオリジナルデータを交付

総合評価項目・方法の見直し

平成25年度は、下記の項目について内容の見直しを行う【新規：1項目、見直し：8項目】

No	項 目		背 景	見 直 し 概 要
1	技術提案の評価を細分化 【見直し】	必須	特定の工事の技術提案において、満点評価割合が高く、評価に差が生じにくくなっている。	・技術提案の評価を3段階から優評価を細分化し、更なる競争性を確保。 ・トンネル工事、PC工事を対象とする。
2	港湾空港関係工事实績の評価 【追加】	必須	同じ中国地方整備局管内でありながら、港湾・空港関係の工事实績は評価対象外としている。	港湾空港関係工事の工事成績及び表彰実績を評価対象とする。
3	他地整工事实績の成績評価 【追加】	必須	全国展開を行っている企業の実績についても中国地方整備局管内の工事实績以外は、評価対象外としている。	・同種工事の工事成績について他地整実績を評価対象とする。 ・PC工事、鋼橋上部工事、AS舗装工事を対象とする。
4	工事成績の評価方法 (配置予定技術者の同種工事) 【見直し】	必須	配置予定技術者の同種工事成績について、工事成績評価の更なる公平性を確保する。	得点区分をより細分化した工事成績評価に見直しを行う。
5	若手技術者の雇用を評価 【新規】	選択	建設業就業者の3人に1人が55歳以上、29歳以下は8人に1人と高齢化が進行している。さらに建設業の入職率は年々減少傾向にある。	過去1年間に若手技術者(29歳以下)を雇用した企業を評価する。
6	災害活動の実績評価 【追加】	選択	・「中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)認定制度」において平成25年2月19日に76社を認定。また今後も年2回の認定を行う予定。 ・地域内における災害活動に限定していたため、地整外等での活動実績が評価されていない。	・事業継続(BCP)認定業者を評価対象とする。 ・整備局又は工事発注事務所が災害協定に基づき指示した災害支援活動の場合は、地域外での活動であっても評価対象とする。
7	地元企業活用促進型の配点 【見直し】	選択	満点評価の割合が高く、評価に差が生じにくくなっている。	試行結果も踏まえ、配点見直し及び対象工事の拡大を行う。
8	現場従事技能者評価型 【見直し】	選択	対象工事を3億円未満、工事難易度Ⅱ以下に限定していた。	・名称を”現場従事技術者”⇒”現場従事技能者”に変更する。 ・試行対象工事の対象職種(5職種)及び対象工事規模(予定価格3億円未満)を全ての職種・全工事に拡大(制限を廃止)する。
9	現場担当技術者評価型の配点 【見直し】	選択	現行は、2人配置で1点の加点(1人配置での加点は無し)	試行結果も踏まえ、配点見直しを行う。

総合評価方式は二極化を全面試行

現状	簡易型	標準型		高度技術提案型
	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合		高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案		高度な施工技術等に係る提案 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
		点数化して評価		
		必要に応じ実施		
提案内容		設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成		技術提案に基づき予定価格を作成
評価方法				
ヒアリング				
予定価格				
		Ⅱ型	Ⅰ型	Ⅲ型 Ⅱ型 Ⅰ型

高度技術提案型適用対象工
事であるが、標準型を適用
している工事



見直し案	← 施工能力を評価する		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する			
	施工能力評価型(仮称)		技術提案評価型(仮称)			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
		施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
	実績で評価	可・不可の二段階で評価	点数化			
提案内容			WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須		
評価方法	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2		
ヒアリング	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
段階選抜						
予定価格		標準案に基づき作成				
	Ⅱ型	Ⅰ型	S型	AⅢ型	AⅡ型	AⅠ型

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

競争参加者に求める施工計画

【施工能力評価型（Ⅰ型）】

発注者が示す仕様に基づき施工する上で、特に重要と考えられる工種における「~~施工上配慮すべき事項~~施工計画」についての記述を求め、適切で確実な施工を行う能力を有しているか確認をするものである。

したがって、標準以上の提案をもとめているものではない。

◆施工計画書に記載する着目点（~~施工上配慮すべき事項~~施工計画）は、1項目とする。



施工計画の記述が発注者が示す仕様の範囲内で現場条件等を踏まえ、適切であれば「可」、不適切あるいは未記載であれば「不可」（競争参加資格を認めないこと）として工事の確実な施工に資するか否かを審査する。

【失格とする場合の例】

- ①設計内容や設計条件（設計図書、特記仕様書等）に変更を伴う記載の場合
- ②工事の内容と無関係な記載である場合
- ③基準や指針と不整合な記載である場合
- ④関係法令に違反する場合
- ⑤未記載又は一部未記載で内容の確認が出来ない場合
- ⑥未提出の場合

【技術提案評価型】

施工上の工夫等に関する「具体的な施工計画」の提出を求めその実現性や安全性等について審査を行う。

また、定量的な項目だけでは提案に対する多面的評価が困難となる恐れがあるため、定量的な評価項目を求める場合には定性的な評価項目も併せて設定することを基本とする。

- 総合的なコストの縮減に関する技術提案
- 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- 社会的要請への対応に関する技術提案

◆技術提案の指定テーマは、1テーマを原則とするが、必要に応じて2テーマとすることができる。

◆指定テーマに対する技術提案は、各テーマ毎に最大5つを基本とする。



技術提案の評価は総合評価の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載であれば失格（競争参加資格を認めないこと）とする。

【失格とする場合の例】

- ①最低限求めた事項が記載されていなかった場合
- ②記載内容が極一部に限られ、技術力の有無が確認できない場合
- ③標準案の一部又は全部を変更して施工計画を提出する場合において、変更された技術提案の1以上の提案が「否」となった場合

技術提案の評価を細分化【見直し】

【技術提案項目の加算点取得率の状況】

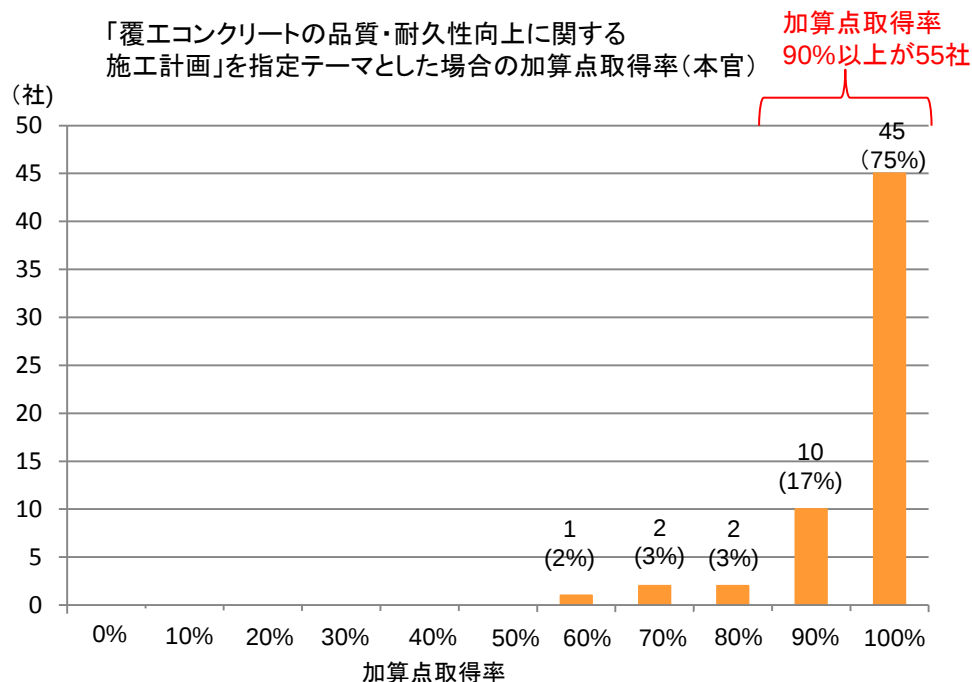
◇特定の工事(トンネル、PC上部工事)において、満点が多くなっており、価格競争と同様となっている。

◇トンネル上部工事「覆工コンクリートの品質耐久性向上に関する施工計画」を指定テーマとした場合、加算点取得率が90%以上が55社(92%)となっており、満点の社は全60社中45社(75%)を占める。

◇PC上部工事「PC上部工の品質耐久性向上に関する施工計画」を指定テーマとした場合、加算点取得率が90%以上が110社(87%)となっており、満点の社は全126社中73社(58%)を占める。

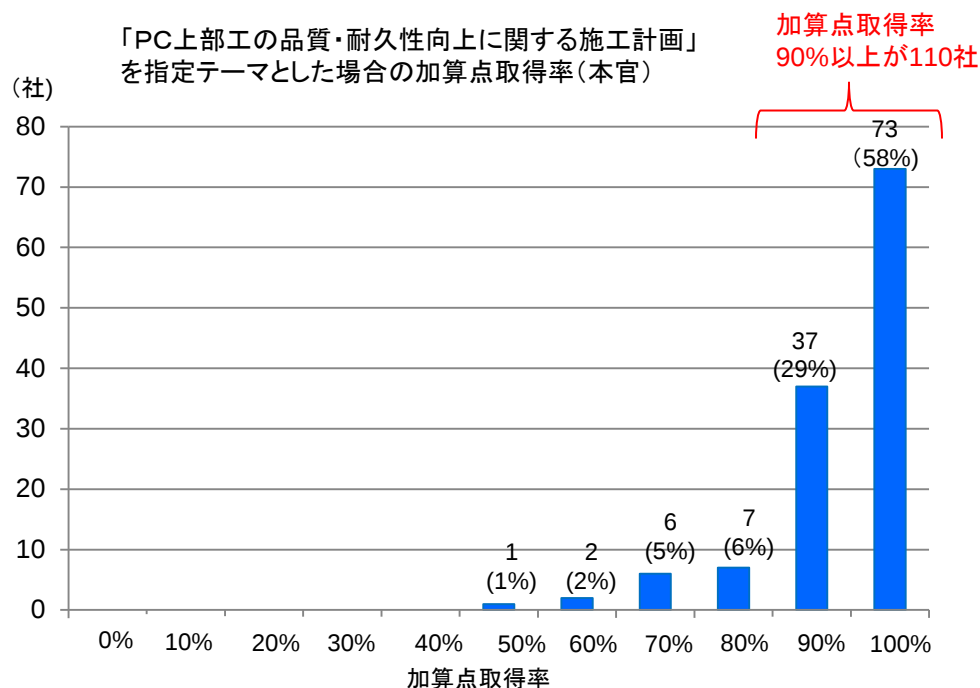
【トンネル工事】

「覆工コンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画」を指定テーマとした場合の加算点取得率(本官)



【PC上部工事】

「PC上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」を指定テーマとした場合の加算点取得率(本官)



技術提案の評価を細分化【見直し】

【見直しの考え方】

◇トンネル工事・PC工事については、技術提案の評価を3段階から優評価を細分化し(4段階)、更なる競争性を確保。(試行)

現 状				見直し案		
項目		加算点		項目		加算点
優	○	6.0		優	◎	6.0
				優	○	4.5
良	△	3.0		良	△	3.0
可	・	0.0		可	・	0.0
評価しない	—	協議結果により実施可能		評価しない	—	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可		認めない	×	実施不可

1提案の満点
が6点の場合

港湾関係・他地整工事实績の評価

《企業の工事成績、表彰等の評価》

◇ 企業の工事成績【平成25年度より港湾空港関係の評価】

- ・中国地方整備局（~~港湾空港関係を除く。~~）発注工事で、過去2年間に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均を評価

〔WTO対象等で同種工事の成績を評価する場合は、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注工事を評価対象とする。〕

- ・過去2年間に実績がない場合は、過去4年間にさかのぼり、完成した当該種別工事の工事がある場合は直近年度の当該工事における評定点の平均を評価

◇ 企業の表彰【平成25年度より港湾空港関係の評価】

- ・中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）における過去2年間での工事成績優秀企業認定制度の表彰の有無を評価
- ・中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）における過去2年間に完成した工事に対する優良工事施工団体表彰又は安全管理優良請負者表彰又は下請企業表彰の有無を評価
- ・中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）における過去2年間に完成した工事に対する下請企業表彰を受けた下請企業を本工事において一次下請けとして活用する場合の有無を評価

《配置予定技術者の工事成績、表彰等の評価》

◇ 配置予定技術者の工事成績

【平成25年度より他地整（PC工事、鋼橋上部工事、As舗装工事が対象）及び港湾空港関係の評価】

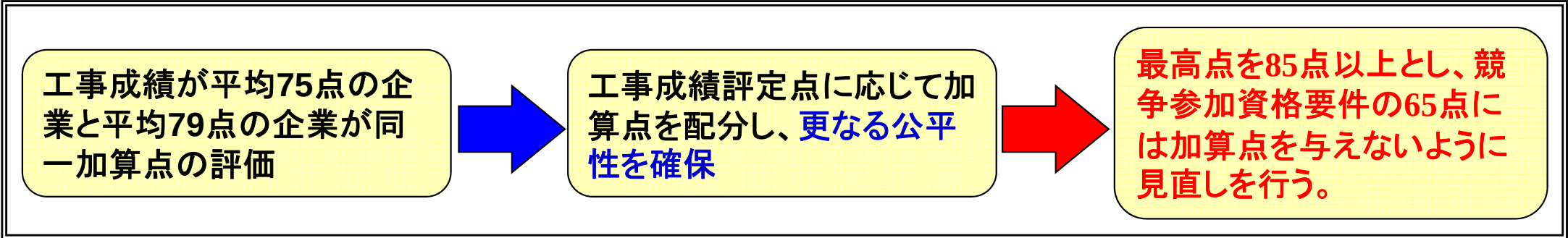
- ・過去8年間に完成した国土交通省中国地方整備局（~~港湾空港関係を除く。~~）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注工事で、従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人及び担当技術者の評定点を評価

◇ 配置予定技術者の表彰【平成25年度より港湾空港関係の評価】

- ・中国地方整備局（~~港湾空港関係を除く。~~）発注工事における過去4年間に完成した工事に対する優秀建設技術者表彰又は安全管理優良技術者表彰の有無を評価

成績評定点に応じた比例配分配点【見直し】

《企業・技術者の工事成績の評価》



～H22：企業の工事成績			H23～H24：企業の工事成績			見直し(H25～)：企業の工事成績	
項目	加算点		項目	加算点		項目	加算点
80点以上	4.0	➡	80点以上	4.0	➡	85点以上	4.0
75点以上80点未満	3.0		66点～79点	1.2～3.8		66点～84点	0.2～3.8
70点以上75点未満	2.0		65点	1.0		65点・実績無し	0.0
65点以上70点未満	1.0		実績無し	0.0			
実績無し	0.0						

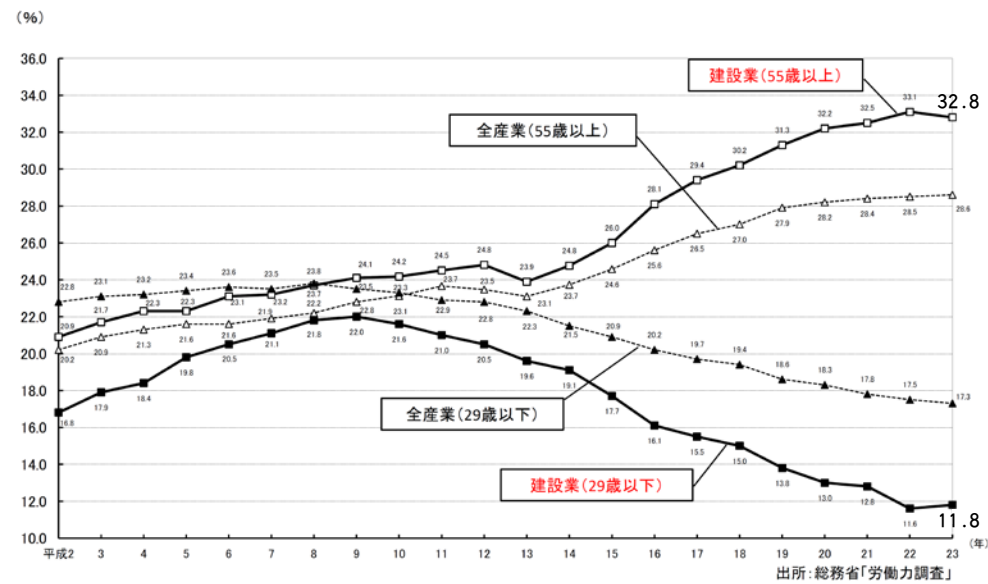
注) 上記は工事成績評価の加算点の満点が4点の場合の例

➤ 配置予定技術者の同種工事の工事成績評定点も比例配分とする。

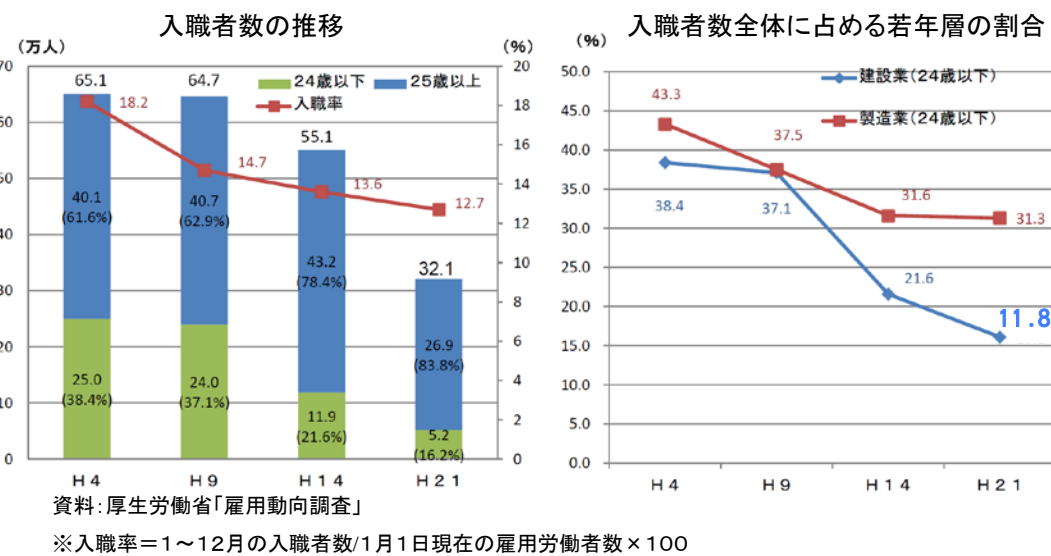
若手技術者の雇用を評価【新規】

- 【背景】
- ◇建設業就業者は3人に1人が55歳以上、29歳以下は8人に1人と高齢化が進行している。
 - ◇建設業の入職率は年々減少傾向にあり、若年層(24歳以下)の入職者数は、6人に1人となっている。
 - ◇この様な状況を鑑み、若年層の確保に向け、若手技術者の雇用を総合評価落札方式で評価する試行に取り組む。

建設業就業者の年齢構成の推移

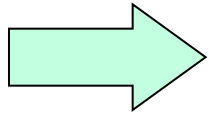


建設業における入職状況



【現行】
地元新卒者の雇用評価

評価項目		配点
過去2年間の地域内における高校、高専、大学等の新卒者の雇用	有	1.0点
	無	0.0点



【見直し】
若手技術者の雇用評価(追加)

評価項目		配点
平成23年4月1日以降の若手技術者(満年齢29歳以下)の雇用		1.0点
平成23年4月1日以降の地域内における高校、高専、大学等の新卒者の雇用(上記以外)		0.5点
無し		0.0点

総合評価落札方式へのインセンティブ付与については、平成25年度より適用する。

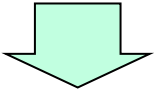
【スケジュール】

スケジュール	平成23年度							平成24年度															平成25年度															備考
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
検討会	★		★		★																																	
周知期間																																						
募集・審査																																4月、10月に申し込み受付						
認定(審査会)																		★						★						★		平成25年度からは年2回認定						

【現行】

（配点例）

評価項目	配点
地域内における過去10年間に災害対応協定等に基づく支援活動等の実績有り	1.0点
過去2年間の災害対応協定締結有り	0.5点
無し	0.0点

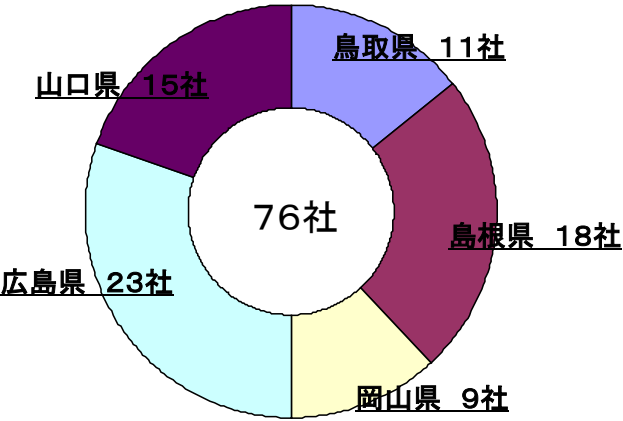


【見直し】

（配点例）

評価項目	配点
過去10年間に災害対応協定等に基づく支援活動等の実績有り	1.0点
BCP計画認定又は、災害対応協定締結有り	0.5点
無し	0.0点

【認定状況】



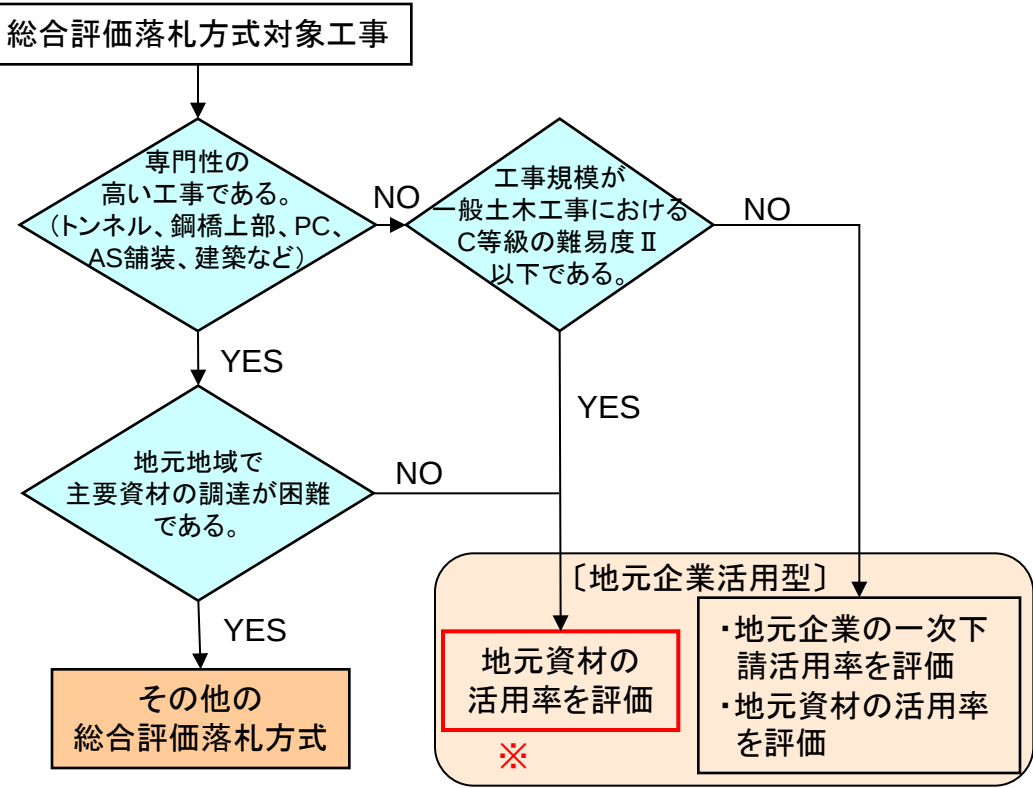
※整備局又は工事発注事務所が災害協定に基づき指示した災害支援活動の場合は、地域外での活動であっても評価対象とする。

◇地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社の地域への精通度や貢献度等について適切に評価する“地元企業活用審査型総合評価落札方式”を試行する。

1. 対象工事

地元の下請企業活用や地元地域で資材調達可能な工事において試行する。

《選定フロー》



2. 評価項目の考え方

- ①地元企業の一次下請活用率を評価
一次下請予定金額の総額に対する地元企業の一次下請予定金額の割合について評価する。
- ②地元資材の活用率を評価
主要資材の購入予定金額(一次下請購入予定分を含む)の総額に対する地元へ本店が所在する企業からの主要資材の購入予定金額の割合について評価する。
なお、地元を生産拠点を有するプラント等で出荷される資材(AS合材、生コンクリート、コンクリート二次製品等)については、地元へ本店が所在する企業と同様な扱いとする。
※評価は、「地域精通度・貢献度等」の中で行う。

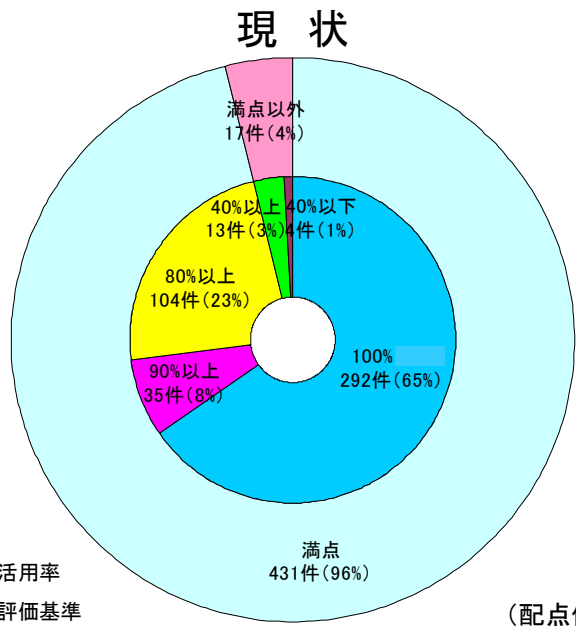
3. 配点の考え方

(配点例)		
	評価基準	配点
①一次下請活用率	100%	1.0
	90%以上	0.5
	90%未満	0.0
②地元資材活用率	90%以上	1.0
	90%未満	0.0

※一般土木工事におけるC等級の難易度Ⅱ以下の場合、評価項目に「地元企業の一次下請活用率」を設定しても差が付かないため単独評価を追加

一次下請活用率

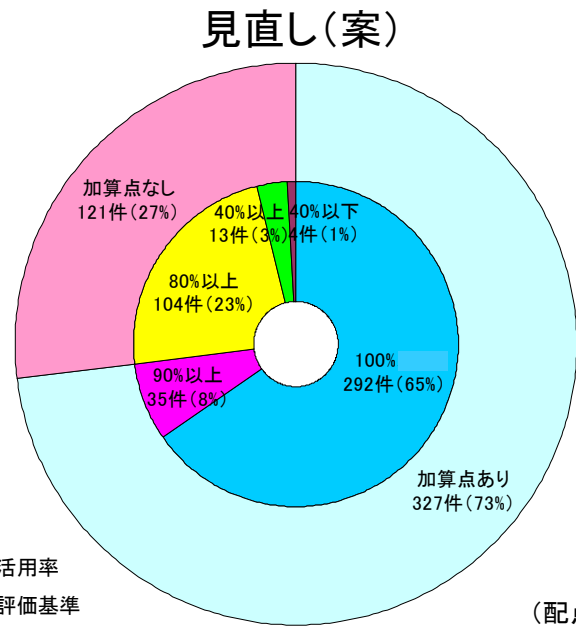
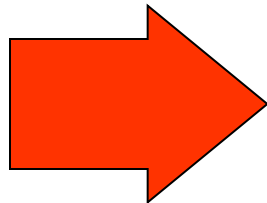
- ①平成23年度に地元企業活用促進型（一次下請活用）を適用した工事（51件）について一次下請活用率を調査した。（競争参加資格申請者数448者）
- ②現状では、申請者のほとんど（96%）が加算点の満点を獲得している。さらに60%以上の者は、地元企業（一次下請）の活用率が100%となっている。
- ③上記の状況を踏まえ更なる地元企業（一次下請）活用を促進するとともに加算点による差別化を図るため評価基準の見直しを行う。
※申請者の概ね7～8割の者に加算点となる水準に見直す。



（配点例）

評価基準(活用率)	配点
80%【100%】以上	2.0点
60%【90%】以上	1.0点
40%【80%】以上	0.5点
40%【80%】未満	0.0点

※【】内は一般土木Cランクの場合



（配点例）

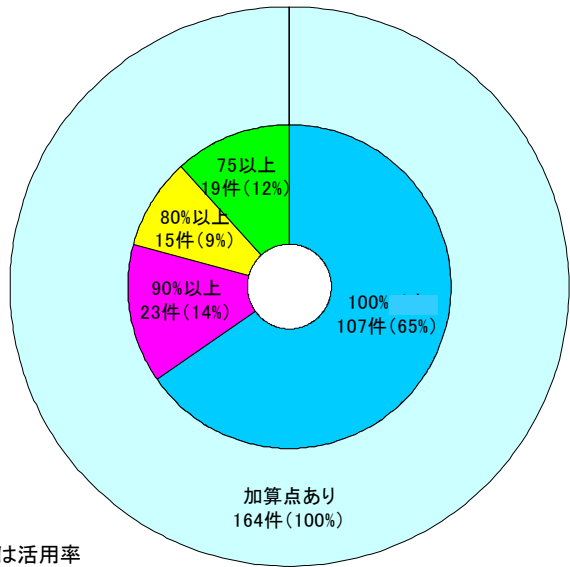
評価基準(活用率)	配点
100%	1.0点
90%以上	0.5点
90%未満	0.0点

※一般土木Cランクの区別は行わない

地元資材活用率

- ①平成23年度に地元企業活用促進型(地元資材活用)を適用した工事(17件)について地元資材活用率を調査した。(競争参加資格申請者数164者)
- ②現状では、申請者の全員(100%)が加算点を獲得している。さらに60%以上の者は、地元企業(地元資材)の活用率が100%となっている。
- ③上記の状況を踏まえ更なる地元企業(地元資材)活用を促進するとともに加算点による差別化を図るため評価基準の見直しを行う。
※申請者の概ね7~8割の者に加算点となる水準に見直す。

現 状

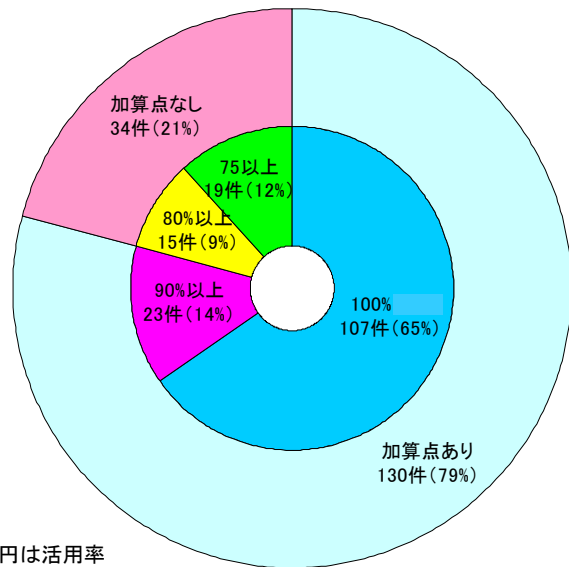


※内側の円は活用率
※外側の円は評価基準

(配点例)

評価基準(活用率)	配点
75%以上	1.0点
75%未満	0.0点

見直し(案)



※内側の円は活用率
※外側の円は評価基準

(配点例)

評価基準(活用率)	配点
90%以上	1.0点
90%未満	0.0点

◇概要

- ・下請協力企業を含めた主任・監理技術者以外の**現場従事技能者**の配置状況を評価することで、施工現場の生産性向上や工事目的物の**品質の確保向上**を目指す。
- ・平成22年度より試行(**平成25年度より対象職種を拡大**)。

◇対象工事

- 専門的な技能者を配置することにより、工事の品質確保が期待できる工事
3億円未満の一般土木工事(H24まで) ⇒ 平成25年度より全ての工事種別を対象

■評価方法

《対象技能》

- ①登録基幹技能者 → H22より、とび・土工、機械土工、鉄筋、型枠、配管を対象
H25より全ての登録基幹技能者講習修了者を対象とする。
 - ②建設マスター → H22より、土工、とび工、コンクリート工、鉄筋工、大工、配管工、建設機械運転工を対象
H25より全ての建設マスター顕彰者を対象とする。
- ※対象工事の主要工種を勘案し、求める対象技能者を選定するものとする。**

《評価点》

上記、建設技能等を有する場合に評価。

- ・登録基幹技能者 } 1人(0.5点)最大2名(1.0点)まで評価
- ・建設マスター } (1人の者が複数登録していても評価は1人分)

現場従事技能者〔登録基幹技能者〕

登録基幹技能者 適用工種表

平成24年11月 1日 現在

平成24年11月1日現在																									
No	登録基幹技能者の種類	関連機関	登録年月日 (登録番号)	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	適用工種	工 事 種 別																	登録基幹 技能者数	備 考	
						一般土木	AS舗装	鋼橋上部	造園	建築	木造建築	電気設備	暖冷房衛生	CO舗装	PC	法面処理	塗装	維持修繕	しゅんせつ	グラウト	杭打	さく井			ブレイク工
1	登録電気工事基幹技能者	(一社)日本電設工業協会	H20.5.13 (登録番号1)	電気工事業,電気通信工事業	電気・通信 動力設備 給排水衛生																			6,012名	
2	登録橋梁基幹技能者	(一社)日本橋梁建設協会	H20.7.17 (登録番号2)	とび・土工工事業,鋼構造物工事業	鋼橋架設																			392名	
3	登録造園基幹技能者	(一社)日本造園建設業協会 (社)日本造園組合連合会	H20.7.17 (登録番号3)	造園工事業	造園 緑化																			2,872名	
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	(一社)全国コンクリート圧送 事業団体連合会	H20.7.18 (登録番号4)	とび・土工工事業	CO構造物																			468名	
5	登録防水基幹技能者	(社)全国防水工事業協会	H20.8.19 (登録番号5)	防水工事業	建築防水																			703名	
6	登録トンネル基幹技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会	H20.9.1 (登録番号6)	土木工事業,とび・土工工事業	トンネル																			378名	
7	登録建設塗装基幹技能者	(一社)日本塗装工業会	H20.9.1 (登録番号7)	塗装工事業	塗装																			2,128名	
8	登録左官基幹技能者	(一社)日本左官業組合連合会	H20.9.1 (登録番号8)	左官工事業	左官工																			1,136名	
9	登録機械土工基幹技能者	(一社)日本機械土工協会	H20.9.17 (登録番号9)	土木工事業,とび・土工工事業	掘削・切土 盛土																			1,456名	
10	登録海上起重基幹技能者	(社)日本海上起重技術協会	H20.9.19 (登録番号10)	土木工事業,しゅんせつ工事業	船上作業																			601名	
11	登録プレストレストコンクリート 工事基幹技能者	プレストレスト・コンクリート工 事業協会	H20.9.30 (登録番号11)	土木工事業,とび・土工工事業, 鉄筋工事業	PCI工事																			475名	
12	登録鉄筋基幹技能者	(社)全国鉄筋工事業協会	H20.9.30 (登録番号12)	鉄筋工事業	鉄筋構造物																			1,996名	
13	登録圧接基幹技能者	全国圧接業協同組合連合会	H20.9.30 (登録番号13)	鉄筋工事業	鉄筋構造物																			440名	
14	登録型枠基幹技能者	(社)日本建設大工工事業協会	H20.9.30 (登録番号14)	大工工事業	CO構造物																			2,108名	
15	登録配管基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体 連合会 全国管工事業協同組合連合会	H20.10.16 (登録番号15)	管工事業	空調衛生 設備																			2,125名	
16	登録高・土工基幹技能者	(社)日本建設躯体工事業団体 連合会 (社)日本高工業連合会	H20.12.12 (登録番号16)	とび・土工工事業	土木・建築 全般																			2,747名	
17	登録切断穿孔基幹技能者	ダイヤモンド工事業協同組合 (社)全国建設主体工事業協会	H20.12.12 (登録番号17)	とび・土工工事業	コンクリート切 断・穿孔																			221名	
18	登録内装仕上工事基幹技能者	(社)日本建設インテリア事業協同 組合連合会 日本室内装飾事業協同組合 連合会	H21.12.26 (登録番号18)	内装仕上工事業	内装仕上 げ																			2,080名	
19	登録サッシ・カーテンウォール基 幹技能者	(一社)日本サッシ協会 (一社)カーテンウォール・防 火開口部協会	H21.2.13 (登録番号19)	建具工事業	建築																			673名	
20	登録エクステリア基幹技能者	(社)日本建築ブロック・エク ステリア工事業協会	H21.3.5 (登録番号20)	とび・土工工事業,石工事業,タ イル・れんが・ブロック工事業	建築ブロッ ク・エクステリア																			324名	
21	登録建築板金基幹技能者	(社)日本建築板金協会	H21.3.5 (登録番号21)	屋根工事業,板金工事業	建築板金																			2,755名	
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業協同組合連 合会	H21.4.28 (登録番号22)	左官工事業,塗装工事業,防水 工事業	外壁仕上 げ																			149名	
23	登録ダクト基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連 合会	H31.4.28 (登録番号23)	管工事業	空調・換 気・排煙設 備																			986名	
24	登録保温保冷基幹技能者	(一社)日本保温保冷工事業協会	H21.11.27 (登録番号24)	熱絶縁工事業	熱絶縁工 事																			301名	
25	登録グラウト基幹技能者	(社)日本グラウト協会	H21.11.27 (登録番号25)	とび・土工工事業	グラウト																			382名	
26	登録冷凍空調基幹技能者	(一社)日本冷凍空調設備工 業連合会	H22.3.25 (登録番号26)	管工事業	冷凍・空 調・暖房機																			374名	
27	登録運動施設基幹技能者	(一社)日本運動施設建設業協会 全国運動工事業協同組合連合会	H22.3.25 (登録番号27)	土木工事業,とび・土工工事業, ほ装工事業,造園工事業	運動施設 工事																			72名	
28	登録基礎工基幹技能者	(一社)日本基礎建設協会	H23.12.16 (登録番号28)	土木工事業,とび・土工工事業	杭基礎工																			114名	
29	登録タイル張り基幹技能者	(社)日本タイル煉瓦工事工業 会	H22.7.26 (登録番号29)		タイル張り																				

現場従事技能者〔建設マスター〕

建設マスター 通用工種表

			工 事 種 別																				備 考
No	建設マスターの職種	左の職種に含まれるもの(例)	一般土木 木	AS舗装 木	造 園	造 築	土木建築 業	電気設備 業	暖 冷 房 衛 生	COO舗装 業	PC 業	法面処理 業	造 築	維持修繕 業	しゅんせつ 業	グラウト 業	杭 打	さく井 業	プレハブ建築 業	運搬設備 業	受変電設備 業		
1	大工	建築大工(木造)、型枠大工、宮大工、フレーマ、その他(墨だし、造作)	●				●	●			●												
2	とび工	足場とび工、くい打ち工、鉄筋とび工、建築とび工、その他(山留め工、仮設工)	●	●			●	●			●	●					●	●					
3	土工	掘削工、土止め工、ずい道掘削工、コンクリート打設工	●				●				●			●	●								
4	コンクリート工	コンクリート圧送工、その他(試験工、補修工、特殊、PS工、PS取付工)	●				●				●			●									
5	鋼構造物工	鉄構工(組立工、スタッド工)、溶接工(アーク、ガス)、軽鉄工、金物工、鈑工				●	●													●			
6	鉄筋工	鉄筋ガス圧接	●				●				●												
7	左官工	モルタル練り工、土間押工、研磨工、ボード張り工、吹付工					●	●															
8	石工	現テラ工、補石工、はつり仕上工、目地工、石積工	●		●																		
9	屋根工	かわらぶき工、金属屋ふき工、スレート工						●															
10	タイル工	目地工、タイルクリーニング工、タイル選別工					●	●															
11	レンガ工	耐火レンガ工、目地工、				●	●	●															
12	ブロック工	建築ブロック工、タイルブロック工、特殊ブロック工				●	●	●															
13	板金工	建築板金工(板金ダクト工)、板金屋根ふき工、とい工、鈑工					●	●															
14	ガラス工	ガスケット工、ガラスブロック工、合成樹脂工					●	●															
15	塗装工	建築塗装工、橋梁塗装工、路面標示工、その他(金属、木工、吹付)		●									●	●									
16	防水工						●																
17	内装仕上工	カーペット工、表装工、壁装工、床張り工、縫製工、家具工、ユニット工、インテリア工					●	●															
18	建具工	サッシ工、シャッター工、カーテンウォール取付工、鋼製建具工、木製建具、機工					●	●															
19	法面工	芝種子吹付工、コンクリート吹付工、モルタル吹付工、植生工、土羽打工	●		●						●												
20	道路標識設置工		●	●											●								
21	農工						●	●															
22	ALC工	ALC板取付工、PC工、PC板取付工					●																
23	公告物設置工					●	●																
24	電気工	配線工、送電工						●															
25	配管工	空調配管工、衛生配管工、防災配管工、ガス配管工、ダクト工					●	●	●														
26	機械器具設置工	設備機械工、昇降機技能工、計装工																		●			
27	熱絶縁工	保温工、耐火被覆工					●	●	●														
28	さく井工																		●				
29	電気通信工							●													●	●	
30	水道施設工					●	●		●														
31	消防施設工								●											●			
32	ウェルポイント工		●																				
33	アンカー工	PCアンカー工									●												
34	ボーリング工					●											●	●					
35	注入工	グラウト工、薬液注入工	●														●						
36	舗装工	アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、ブロック舗装工、道路改良工	●							●													
37	しゅんせつ工	グラブ式浚渫機械運転工、ポンプ式浚渫機械運転工、ディップバー式浚渫機械運転工														●							
38	造園工	植栽工、地被工、景石工、地ごしらえ工、公園設備工、水景工、芝張り工、造園修景工			●																		
39	清掃施設工																						
40	トンネル工	トンネル支保工組立工、坑内土工	●																				
41	シールド工	裏込め注入工	●																				
42	潜函工	舗装工																					
43	潜水士																						

建設マスター 通用工種表

			工 事 種 別														備 考						
			一般土木	AS舗装	鋼橋上部	造園	造 築	木造建築	電気設備	暖房衛生	CO舗装	PC	法面処理	塗装	維持修繕	しゅんせつ		グラウト	杭打	さく井	プレハブ設置	機械設備	運搬設備
No	建設マスターの職種	左の職種に含まれるもの(例)																					
44	軌道工	保線工																					
45	建設機械運転工	機械土工、クレーン運転工、建設機械運転工(海上工事)	●		●		●				●					●		●					
46	推進工																						
47	解体工	木造建築物解体工、コンクリート工作物解体工																					
48	はつり工															●							
49	切断穿孔工															●							
50	橋梁特殊工					●																	
51	粗朶沈床工		●									●											
52	ひき家工																						

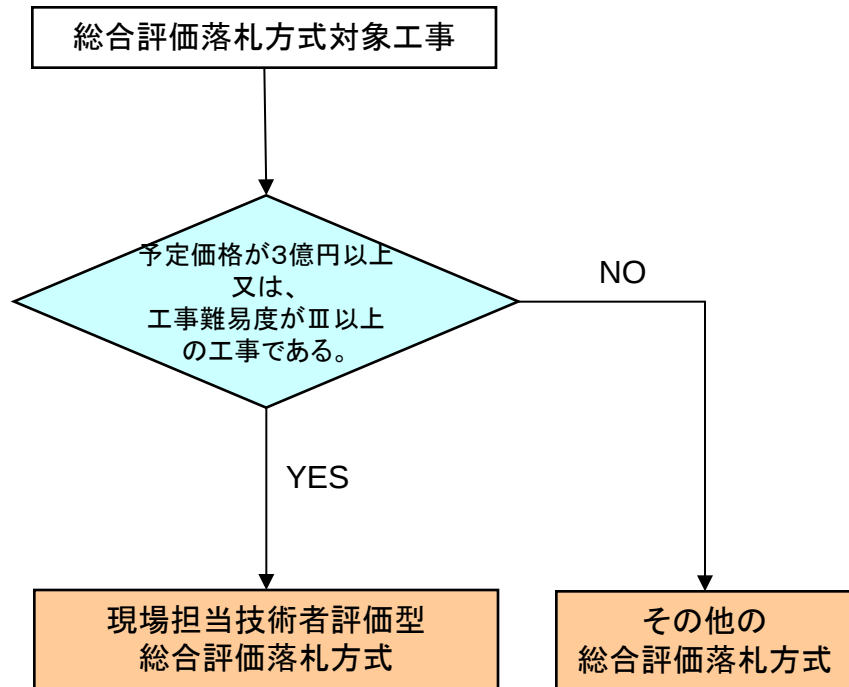
現場担当技術者評価型総合評価落札方式の試行【見直し】

受注者が現場担当技術者を複数名配置することにより、現場における品質管理、出来形管理、安全管理等への関与を高め工事事故や粗雑工事の防止を含めた工事全体の品質確保を図ることを目的に”現場担当技術者評価型”をH24.10より試行。

1. 対象工事

予定価格が3億円以上の工事または、工事難易度がⅢ以上の工事において試行する。
(工事内容を勘案し、工事難易度がⅡの工事でも試行することも可能とする。)

《選定フロー》



2. 評価項目の考え方

- 元請けとしての現場担当技術者の配置人数に着目し評価する。
- 現場代理人と監理(主任)技術者が兼務する場合は認めない(評価しない)。
- 評価対象となる担当技術者は、監理(主任)技術者を専任で配置すべき期間と同じ期間の配置が可能であること。
- 企業の能力等の中で評価する。

3. 配点の考え方

(配点例)

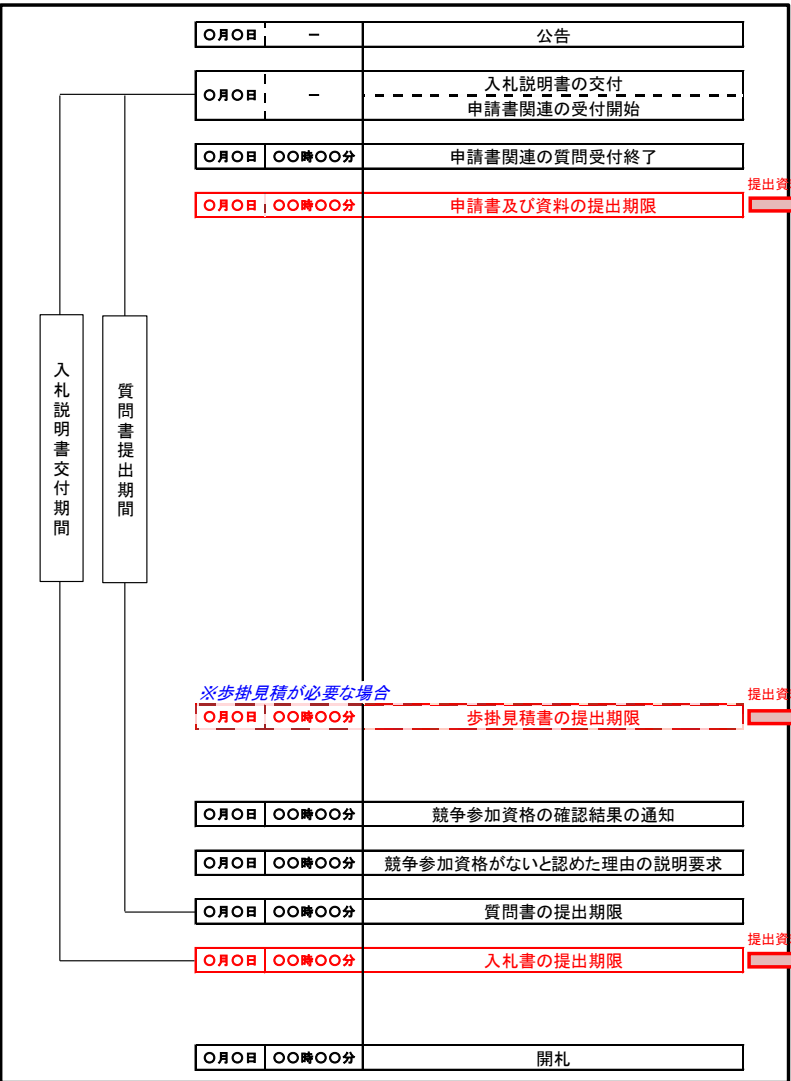
評 価 項 目			評 価 基 準	配 点
企業の 能力等	現場担 当技術 者の活 用	当該現場に おける現場 担当技術者 の配置予定 人数	現場担当技術者を2名以上の配置を予定している。	1.0点
			現場担当技術者を1名の配置を予定している。(H25見直し)	0.5点
			配置予定なし。	0.0点

簡易スケジュール表の添付

〇〇工事の入札に関する手続きフロー・提出資料チェックリスト

1. 本工事の入札に関する手続きについては、以下の「手続きフロー」のとおりです。
2. 申請書等の提出資料については、以下の「提出資料チェックリスト」により提出書類が添付されていることを御確認下さい。
3. 申請期限に遅れたり、申請方式に誤りがある場合、原則無効となりますので、以下の表を必ず確認してお間違えのないようご提出をお願いします。
4. 申請内容の詳細につきましては、入札公告、入札説明書をよくご確認のうえ、申請してください。

◇手続きフロー



◇提出資料チェックリスト

チェック	No.	提出資料名	提出様式	入札説明書の摘要	注意事項
☐	1	競争参加資格確認申請書	別記様式1-1		別記様式1-1を表紙としてまとめ、電子入札システムにより提出すること。紙入札の承諾を得た者は書面を持参又は郵送すること。(FAX不可)
☐	2	施工実績を記載した書面	別記様式2	8.(3)1	ファイル容量上限を超過した場合は郵送等により提出すること。
☐	3	配置予定技術者の資格等を記載した書面	別記様式3	8.(3)2	
☐	4	共済契約証書等の写し		8.(3)4	
☐	5	完成検査確認通知書の写し		8.(3)10	
☐	6	地域内に本支店営業所を有することが確認できる資料			
☐	7	認定書の写し		8.(3)5	
☐	8	表彰状の写し		8.(3)6, 7	
☐	9	学習履歴証明書の写し		8.(3)8	
☐	10	下請企業を活用することが確認できる書面	別記様式5-1	8.(3)9	
☐	11	現場担当技術者の配置計画	別記様式5	8.(3)11	
☐	12	資格の取得又は受賞実績を確認できる資料	別記様式6	8.(3)12	
☐	13	元請として完成引き渡し完了した工事施工実績		8.(3)13	
☐	14	災害対応協定を締結していることが確認できる資料		8.(3)13	
☐	15	地元企業等活用計画書	別記様式7	8.(3)13	
☐	16	情報化施工技術活用を記載した書面	別記様式19	8.(3)15	
☐	17	施工計画関係 資料一覧	別記様式1-2		別記様式1-2を表紙としてまとめ、電子入札システムにより提出すること。紙入札の承諾を得た者は書面を持参又は郵送すること。(FAX不可)
☐	18	施工計画	別記様式4	8.(3)3	ファイル容量上限を超過した場合は郵送等により提出すること。

チェック	No.	提出資料名	提出様式	入札説明書の摘要	備考
☐	1	歩掛見積書(表紙)	別記様式1-3		別記様式1-3を表紙としてまとめ、電子入札システムにより提出すること。紙入札の承諾を得た者は書面を持参又は郵送すること。(FAX不可)
☐	2	歩掛見積書	別記様式16	8.(12)	ファイル容量上限を超過した場合は郵送等により提出すること。

チェック	No.	提出資料名	提出様式	入札説明書の摘要	備考
☐	1	入札書			電子入札システムにより提出すること。紙入札の承諾を得た者は書面を持参すること。(郵送、FAX不可)
☐	2	工事費内訳書	別記様式8	14.	

↑※「提出様式」、「入札説明書の適用」については、適宜修正のこと。

↑※日時の記載に当たっては、入札公告、入札説明書との整合を図ること。